

委員会提出議案第4号

東広島市議会会議規則の一部改正について

東広島市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月18日

東広島市議会議長 乗越 耕司

東広島市議会会議規則の一部を改正する規則

東広島市議会会議規則（昭和49年東広島市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」を「第91条の2」に改める。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第88条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第2章第1節中第91条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムを活用した会議）

第91条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延その他やむを得ない理由により委員会を開会する場所に委員を招集することが著しく困難であると認めるときは、オンライン会議システム（情報通信機器その他の機器を用いて、映像及び

音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下この条において同じ。)を活用して委員会を開催することができる。

- 2 前項の場合において、オンライン会議システムにより委員会への招集に応じようとするときは、議員は、その旨を委員長に申請し、その許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けてオンライン会議システムにより委員会に参加している委員は、この規則の適用については、会議に出席し、表決に際しては会議室にいるものとみなす。
- 4 オンライン会議システムを活用して委員会が開催されている場合における第115条の規定の適用については、同条中「委員席に着き発言し、発言が終わった後委員長席に復さなければ」とあるのは「委員として発言する旨を宣言しなければ」と、同条ただし書中「委員長席に復する」とあるのは「委員長として議事進行を行う」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、オンライン会議システムを活用して開催する会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第124条中「第1章第4節」を「前章第4節」に改める。

第136条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を紹介する議員」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第149条中「外とう、襟巻、つえ、」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

議員の欠席事由及び出産に伴う欠席期間並びに請願書への押印に関する規定の整備を行うとともに、オンライン会議システムを活用した委員会の開催に必要な規定の整備その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第120条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。